

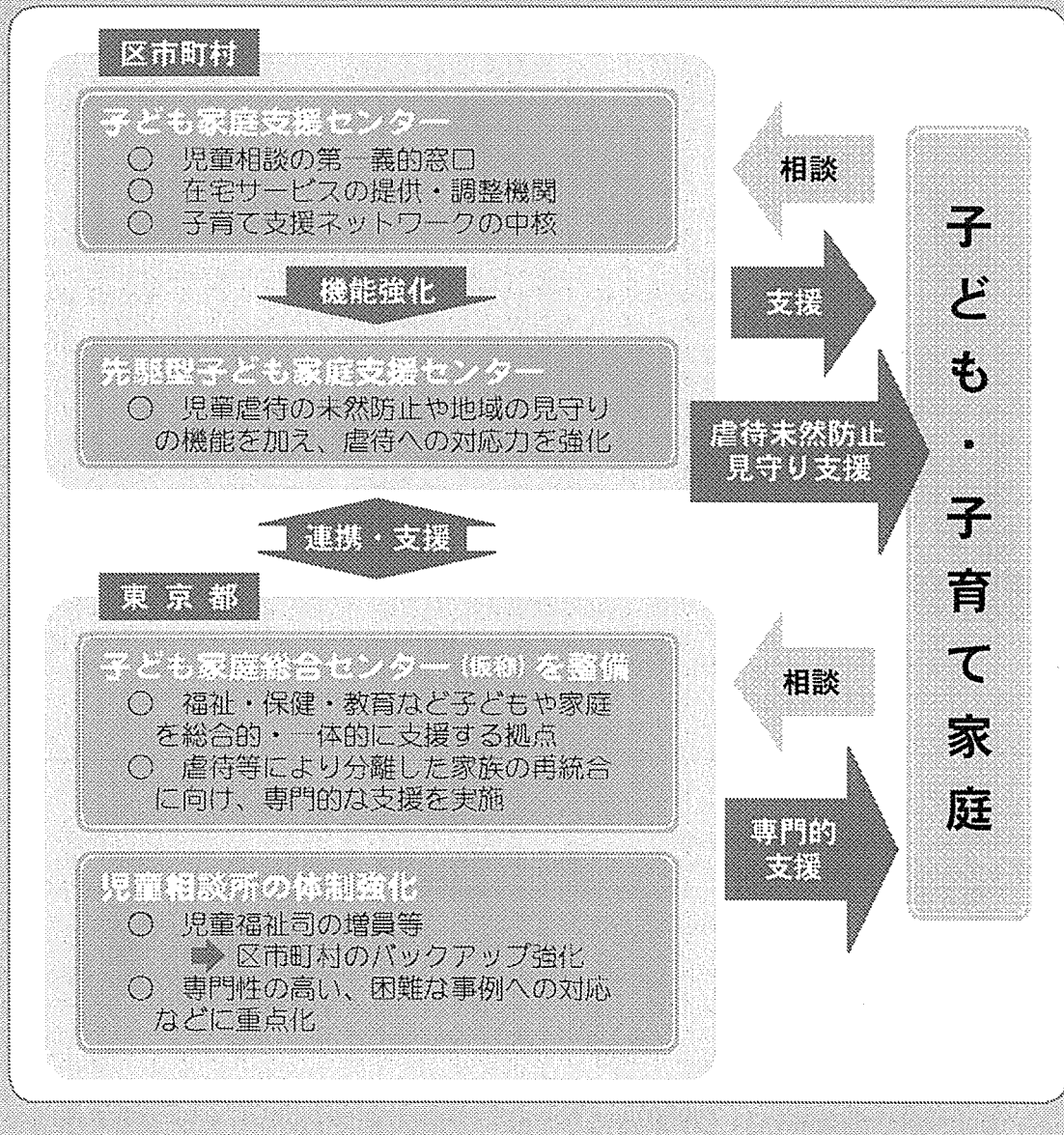
重点的取組

6 児童虐待防止対策の推進

先駆型子ども家庭支援センターと児童相談所、保健所・保健センター等が連携し、身近な地域での支援から広域的・専門的な支援まで、総合的な児童虐待防止体制を整えます。

児童虐待防止のための一貫した取組

都と区市町村が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への支援・指導、虐待により分離した家族の再統合、アフターケアまでの、一貫した取組を行います。



様々な事情で親と一緒に暮らすことができない子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で生まれ自立できるよう、養育家庭・グループホームによる少人数での家庭的養護を拡充します。

養育家庭の拡充と支援の強化

■ 養育家庭のサポートと養育力の向上

児童相談所による定期的な訪問など、きめ細かなサポートに取り組みます。
また、養育家庭の新規登録時・養育開始後の研修の充実や、相互交流・情報提供など養育力向上総合プログラムを実施し、養育家庭全体のレベルアップを図ります。

■ 新たな養育家庭の担い手の開拓

養育家庭制度の一層の普及啓発を図るため、ビデオ作成や養育家庭による体験発表会の内容を充実するなど、積極的に取り組んでいきます。

グループホームの拡大

■ 設置の促進

○ 家庭的養護を推進するため、児童養護施設でのグループホームの設置を進めます。

■ 多様な運営形態のグループホームの展開

○ 施設が数か所のグループホームを運営するサテライト型や、児童自立支援施設の子どもを受入れる提携型の試行等を含め、多様な運営形態のグループホームを展開し、設置促進を図ります。

現状

- 施設での養護 85% (3,109人)
- 家庭的養護 15% (561人)
 - ・養育家庭 318人
 - ・グループホーム 243人 (平成17年2月)

家庭的養護
15%
561人

家庭的養護を推進

■ 養育家庭

- ・養育力向上総合プログラムの実施
- ・新たな担い手の開拓

■ グループホーム

- ・児童養護施設での設置促進
- ・多様なグループホームの展開

目標

- 19年度までに
家庭的養護を
社会的養護の3割に
- ・養育家庭 420人
 - ・グループホーム600人

家庭的養護
3割
1,020人

就業機会と安定した収入を確保するため、関係機関の連携により、就業に係る相談から講習会の実施、情報の提供など総合的な就業支援を行っていきます。また、地域の相談援助体制等の整備や子育て支援・生活の場の整備など、自立に向けた努力をサポートします。

自立支援の重点的取組

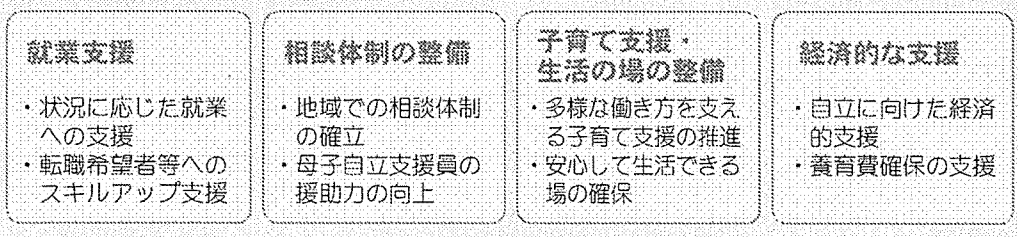
■ 安定就業の促進

- 就業経験に乏しい人の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図るとともに、スキルアップや資格取得を支援するため、母子家庭自立支援給付金事業の全区市町村での実施を促進します。
- 母子家庭等就業・自立支援センターは、無料職業紹介所の許可を取得し、就業情報の提供などを行います。また、東京しごとセンターやハローワーク、NPOなどと連携して就業を支援します。

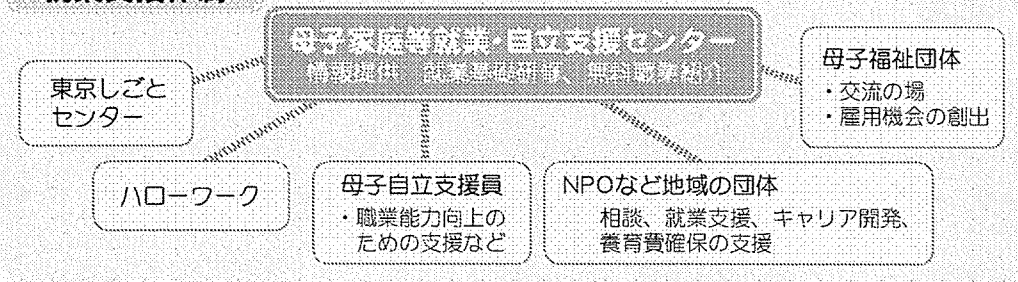
■ 地域の相談援助体制の整備

- 区市町村の窓口において、ひとり親家庭からの様々な相談に的確に対応できるよう、母子自立支援員に対する研修を実施します。

自立支援の4つの柱



就業支援体制



重点的取組 9 子どもを有害な情報・環境から守る取組の推進

インターネット利用環境の整備、薬物乱用防止対策など、有害な情報・環境から子どもを守るために、総合的な取組を推進します。

インターネット利用環境の整備

- インターネットによる有害な情報の氾濫から子どもを守るため、行政、学校、事業者が連携した取組を進めます。
- 保護者向けガイドブックの作成やセミナーの実施、子どもに対する情報モラル教育の実施、都内のプロバイダへの協力要請などに取り組みます。

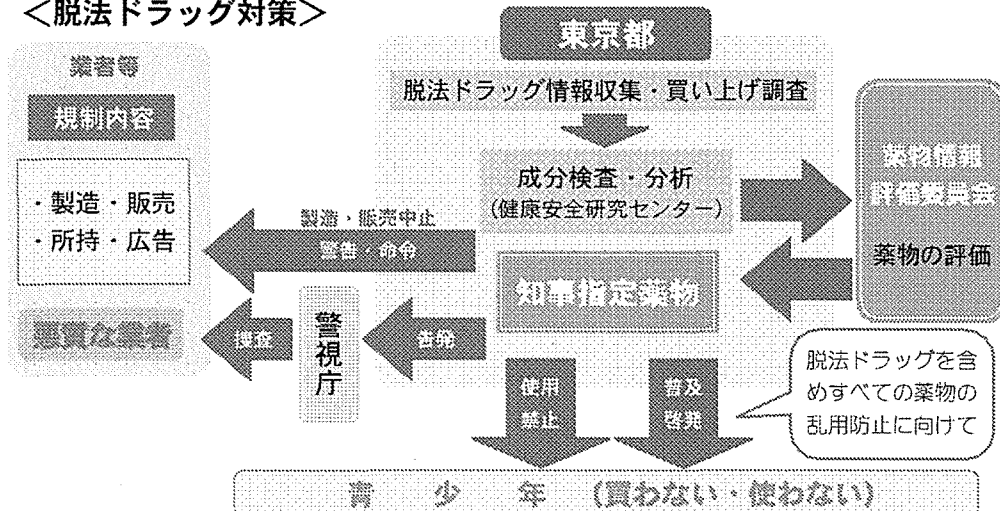
セーフティ教室による非行防止・犯罪被害防止教育の充実

16年度から公立小・中・高校で実施しているセーフティ教室に、警察官、保護司、児童委員、弁護士、企業経営者など地域の方々の協力を得て、子どもを犯罪に巻き込まないための取組を一層強化していきます。

薬物乱用防止対策の強化

- 麻薬・覚せい剤の取締りなどの対策に加え、法規制の網を逃れてきたいわゆる「脱法ドラッグ」の規制を導入するなど、薬物乱用防止を強化します。
- 全国に先駆けて、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定薬物の製造・販売等を規制し、脱法ドラッグの監視・指導を強化します。
 - 「買わない」「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を展開します。

<脱法ドラッグ対策>



重点的取組 10 安全・安心の子育て支援の基盤整備

次世代育成支援行動計画の初年度に当たり、都として独自の緊急補助制度により、区市町村の子育て支援の基盤整備を支援します。

次世代育成支援緊急対策総合補助制度

子ども施設の安全・安心を
実現します

★子育て支援施設への非常警報装置などの設置

対象施設 学童クラブ、子育てひろば、子ども家庭支援センター

★子育て支援施設室内の化学物質の濃度測定及び低減化対策

対象施設 認可保育所、認証保育所、学童クラブ、児童館等

すべての子育て家庭に対する
支援策を進めます

★常設ひろばの整備

★在宅サービス提供施設の整備
一時保育、トワイライトステイ
ショートステイなど実施するための施設

★公共施設等における子育てバリアフリーの推進

例 託児、授乳、おむつ換え等のスペース設置

★父親の子育てを支援

子育てに参加しやすい環境づくり

保育サービスの質の向上を
図ります

★保育室から認証保育所B型への移行促進

★家庭的保育の推進・拡充に向けて家庭福祉員を増員

青少年の放課後拠点を
確保します

★中高生の放課後の安全な居場所
(児童館等)の整備等

身近な地域の
子育て支援の基盤整備
が促進

地域で安全・安心の子育て